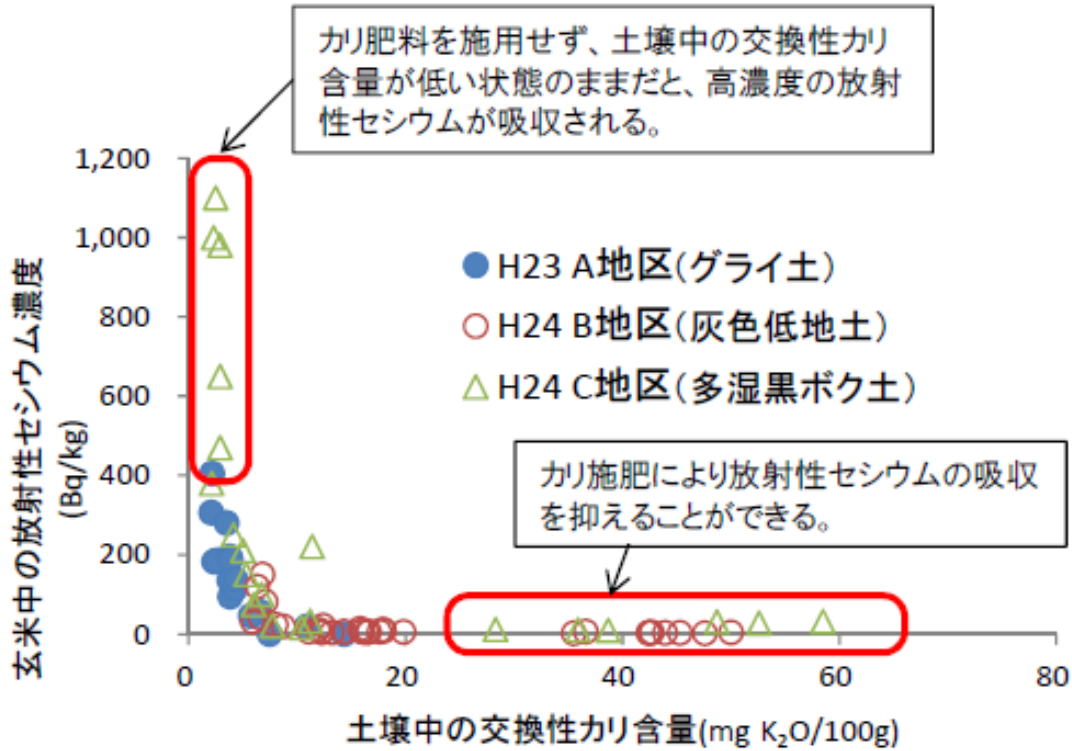


土壌のカリウム濃度と玄米のセシウム濃度の関係



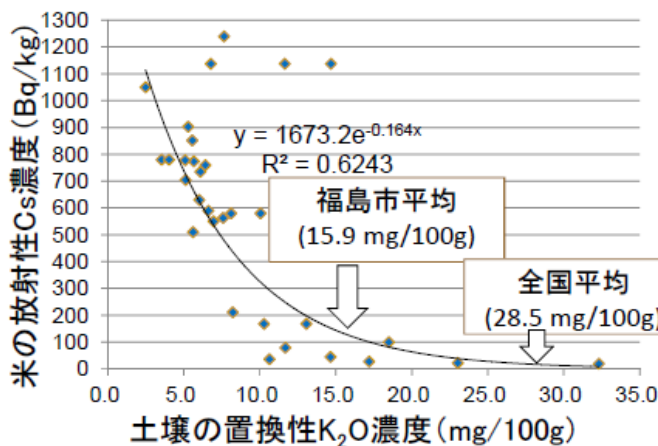
61
<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/youinkaiseki-kome130124.pdf>

参考資料

放射性物質対策

玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

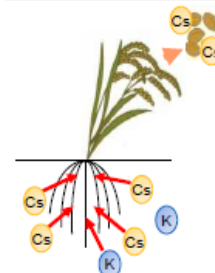
- ・ 玄米中の放射性セシウム濃度が高い値がみられた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- ・ 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



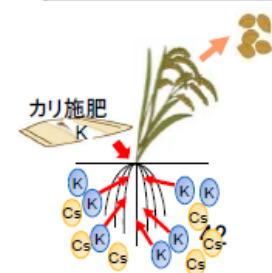
カリ施肥による稲の吸収抑制対策

土壌中のカリ濃度が不十分な場合

土壌中のカリ濃度が適正な場合



放射性セシウムを吸収しやすい



放射性セシウムの吸収は抑制される

農林水産省

汚染水のニュースもあるし、魚は心配よね。だって、よそで水揚げされたって、福島沖を泳がなかったかって聞けないわ



参考資料

放射線物質対策

水産物の調査の考え方

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加など調査を強化
 - ・ 50 Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・ 近隣県の調査結果を参考

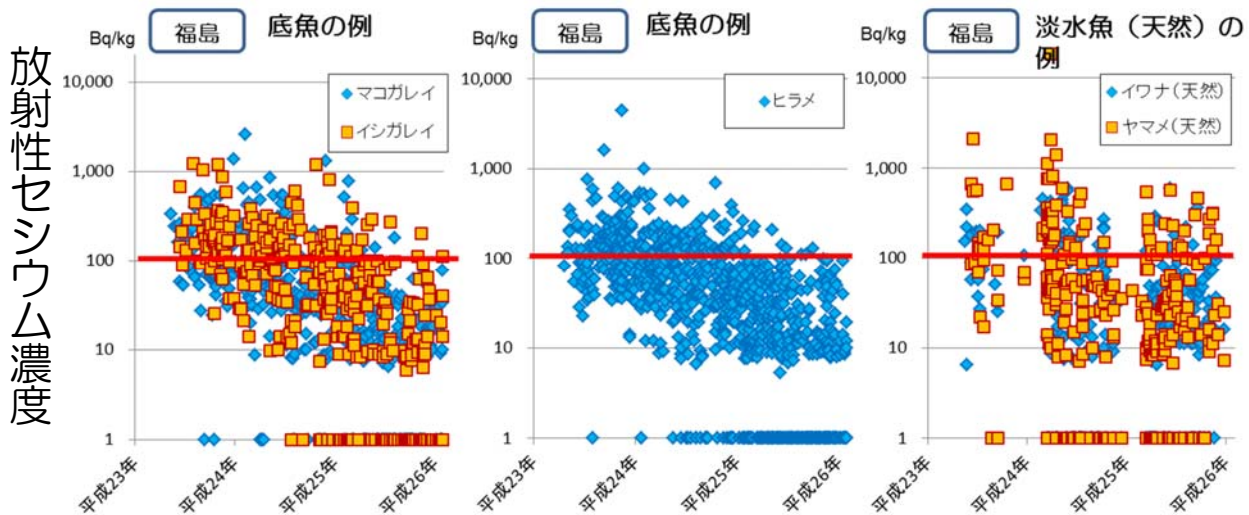
沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域毎の主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

(注) 平成25年2月28日現在

農林水産省

魚種による傾向（福島県）

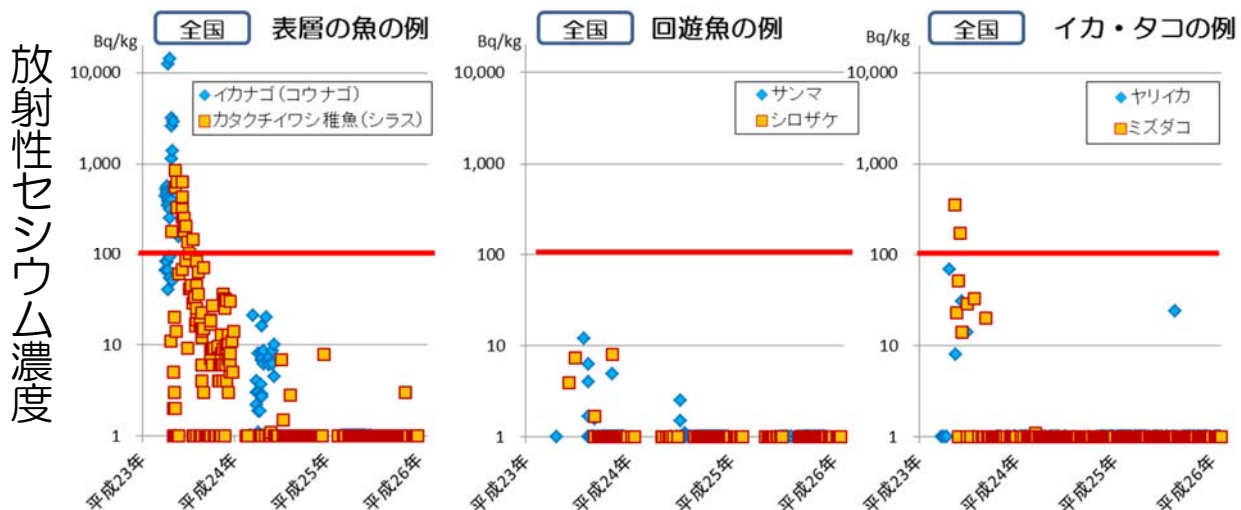
- 底魚：福島県を含む一部地域で基準値を上回る魚種が存在
- 淡水魚：福島県を含む一部地域の天然魚では、基準値超えが見られる一方、養殖魚では全て100 Bq/kg以下。
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係。



(注) 平成23年3月24日～平成26年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

魚種ごとの傾向（全国）①

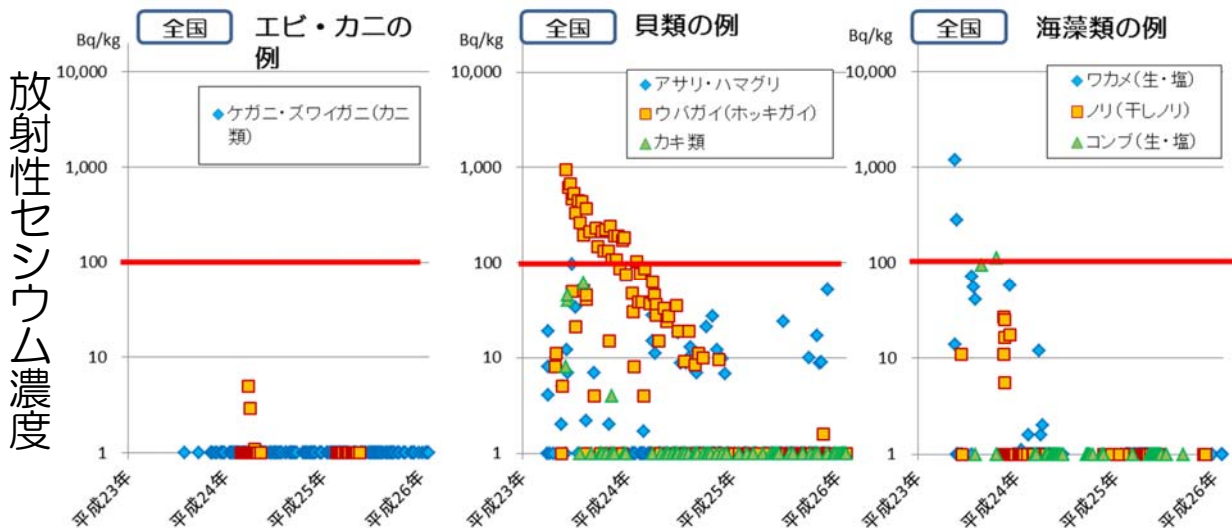
- 表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
- 回遊性魚種：当初から全て100 Bq/kg以下
- イカ・タコ類：時間経過とともに基準値以下へ



(注) 平成23年3月24日～平成26年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計

魚種ごとの傾向（全国）②

- エビ・カニ類、貝類や海藻類：時間経過とともに基準値以下へ



(注) 平成23年3月24日～平成26年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

67

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

H25.9.5

自然保護課

1 今回の測定結果

イノシシ18頭のうち12頭、ツキノワグマ9頭のうち4頭が基準値を超えました。(検体総数29個体)

2 これまでに規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村

○はH24.4.1以降調査で、基準値である100Bq/Kgを超えたもの
△はH24.3.31以前調査で、暫定規制値である500Bq/Kgを超えたもの

鳥獣の種類	規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村
イノシシ	今回 福島市○、二本松市○、桑折町○、田村市○、白河市○
	前回まで 福島市○△、二本松市○△、伊達市△、本宮市○、桑折町○、川俣町○△、大玉村○、郡山市○△、須賀川市○△、田村市○△、天栄村△、石川町○、平田村△、白河市○△、柳倉町△、塙町○、矢祭町△、西郷村○△、紋川村○△、猪苗代町○、相馬市○△、南相馬市○△、広野町○、楡葉町○、川内村△、飯館村○、いわき市○△
ツキノワグマ	今回 福島市○、本宮市○、郡山市○
	前回まで 福島市○△、二本松市○△、国見町○、大玉村○、郡山市○、須賀川市○、西郷村△、会津若松市○、北塩原村○、磐梯町○、猪苗代町○、昭和村○、会津美里町○、下郷町○、南会津町○
キジ	今回 -
	前回まで 伊達市○、田村市○、相馬市○
ヤマドリ	今回 -
	前回まで 福島市○、二本松市○、伊達市○、川俣町○、郡山市○、塙町○ いわき市(久之浜町)○△
カルガモ	今回 なし
	前回まで 伊達市○、南相馬市○、いわき市○
マガモ	今回 -
	前回まで 福島市○
コガモ	今回 -
	前回まで なし
ニホンジカ	今回 -
	前回まで 西郷村△、檜枝岐村○
ノウサギ	今回 -
	前回まで 伊達市○、川俣町△、矢吹町○

●県民への注意喚起

- イノシシの肉について、県内全域においては自家消費を控えるようお願いしています。
 - ツキノワグマの肉について、中通り(東北、県中、県南の地区)、会津(会津、南会津の地区)においては自家消費を控えるようお願いしています。
 - キジの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ヤマドリの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - カルガモの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - マガモの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ニホンジカの肉について、県南、南会津地区において自家消費を控えるようお願いしています。
 - ノウサギの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。
- 上記以外にも、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いしています。

<http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/shizen25-kekka0905.pdf>

68